

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第190号

インターネット上の広告について知ろう（1）

これまで、広告というと、テレビ、新聞、雑誌、ラジオの4大マスメディア広告が主流でしたが、現在では、パソコンやスマホなどのデジタル端末に表示されるデジタル広告が増えてきています。デジタル広告は見てもらいたい人を絞って広告を配信でき、広告費用も割安なため広告主には大きなメリットがあり、消費者に効果的にアプローチするための様々な手法が出現しています。一方で、受け手である消費者にとっては、注意すべき点もあります。

【個人関連情報の利用問題】

インターネット上では、利用者がどのサイトを訪問したかのアクセス履歴「Cookie（クッキー）」が保存されており、それを第三者が追跡することができます。それらの個人関連情報が集められ、分析され、利用者の興味・関心に合わせて広告が配信できる仕組みになっています。普段、デジタル端末を利用している時には意識しませんが、Webサイトを閲覧することで、知らず知らずのうちに広告配信事業者等へ個人関連情報を提供してしまっているということです。

消費者としては、広告は「消費欲求を刺激し、購買意欲を喚起する」ために作られているものであることを忘れずに、更にデジタル広告では、過去のアクセス履歴の情報を元に「ターゲットを絞られて」表示されていることを理解した上で、広告を見ることが必要です。

ネットアクセス履歴 Cookie（クッキー）による追跡をブロックするシステムの開発も進んでいます。消費者自らが、スマホなどの「設定」を変更することで「Cookieをブロックする」こともできますので、携帯ショップなどへ相談してみましょう。



※ 高知県立消費生活センターでは、Instagram（インスタグラム）のアカウントを開設しました。スマホのカメラ機能で、右のQRコードの写真を撮るとアクセスできます！消費者トラブルの情報提供も行っていますので、ぜひフォローをお願いします。

